

新市場開拓に向けた水田リノベーション事業費補助金交付要綱

令和3年7月2日 決裁

(目的)

第1条 県は、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業実施要領（令和3年7月2日農林部長決裁）に基づき、実需者が実施する新市場開拓に向けた水田リノベーション事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続き等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）、農林水産物・食品輸出促進対策地方公共団体整備費補助金のうち新市場開拓に向けた水田リノベーション事業交付要綱（令和3年1月29日付け2政統第1913号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(対象経費及び補助率)

第2条 補助金交付の対象となる経費及び補助率等は、別表に定めるところによる。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、会計年度毎に定めるものとし、県は補助金の交付申請をしようとするものに対して通知するものとする。

3 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除額が明らかでない場合は、この限りではない。

(添付書類の省略)

第4条 規則第4条第2項第1号から4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(軽微な変更)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(重要な変更の承認手続)

第7条 事業実施主体は、交付決定の通知の際、知事が付した条件により、別表の重要な変更の欄に掲げる変更について知事の承認を受けようとする場合には、様式第3号による変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(概算払)

第8条 事業実施主体は、補助金の全部または一部について概算払を受けようとするときは、様式第4号の概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 事業実施主体は、補助事業の交付決定に係る年度の第3・四半期の末日現在において、様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項に定める時期のほか、知事は、補助事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(報告書の様式等)

第10条 規則第13条の報告書の様式は、様式第6号のとおりとする。

2 規則第13条の報告書の提出期限は、補助事業の完了（補助事業の中止及び廃止の場合を含む。）後30日以内又は、当該年度の3月20日までのいずれか早い方を原則とする。

3 第1項の実績報告書を提出するにあたって、第3第3項のただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額額から減額して報告しなければならない。

4 第1項の実績報告書を提出した後において、第3第3項のただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第7号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月15日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定通知書)

第11条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第8号のとおりとする。

2 規則第14条の補助金の額の確定をするにあたっては、第10条の規定による報告書の提出を受けた機関による当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等の結果に基づき行うものとする。

(財産処分期限の緩和期間等)

第12条 規則第 19 条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

2 前項の場合において、大蔵省令に定めのない施設については、農林水産大臣が別に定める期間とする。

3 規則第 19 条第 2 号に規定する知事が定めるものは、1 件の取得価格が 50 万円以上の財産とする。

4 事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合において財産を処分する場合は、知事の承認を受けるとともに、原則として残存簿価のうち補助金相当額について、返還しなければならない。

(書類の整備等)

第13条 事業実施主体は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を整備し、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度のよく会計年度から起算して 5 年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合においては、様式第 9 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

附 則

1 この要綱は、令和 3 年 7 月 2 日から施行する。

2 この要綱の施行までに実施した事業の取扱いについては、国交付要綱によるものとする。

様式第1号（第3条関係）

令和〇〇年度新市場開拓に向けた水田リノベーション事業費補助金 交付申請書

番 号
年 月 日

埼玉県知事 〇〇 〇〇 様

（事業実施主体）住所
代表者氏名

令和〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業費補助金交付要綱第3条の規定により、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業費補助金〇〇〇円の交付を申請する。

記

別紙のとおり

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画（又は実績）

新市場開拓に向けた水田リノベーション事業の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

区 分	事 業 概 要	事 業 費	負 担 区 分				備 考
			交 付 金	都道府県費	市町村費	そ の 他	
新市場開拓に向けた水田リノベーション事業		円	円	円	円	円	
合 計	計						

(注) 1 「事業概要」欄、「事業費」欄及び「負担区分」欄には、概略を記入すること。補助率が複数ある場合には、補助率ごとに区分して記入し、補助率を備考欄に記入すること。

2 「備考」欄には、区分ごと、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。

また、事業を行うに当たって、補助金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、「融資該当有」と記入の上、別紙様式を作成し、添付すること。

(別紙)

区 分	事 業 概 要	補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
		金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする金額	償還年数	そ の 他
		○金融公庫	○○資金	○○○○円	○年	
		○農協	○○資金	○○○○円	○年	

Ⅲ 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A)+(B) + (C)+(D) 円	事業に要する経費 (又は要した経費) (A) + (B) 円	負 担 区 分				備 考
			補助金 (A) 円	都道府 県 費 (B) 円	市 町 村 費 (C) 円	その他 (D) 円	
1 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業							
合 計							

Ⅳ 事業完了予定 (又は完了) 年 月 日

注) 「事業完了予定 (又は完了) 年月日」は、間接補助事業において事業実施主体に対して施工業者等から補助対象施設の引渡し完了した年月日又は補助事業において債務が確定した年月日のいずれか遅い日を記載すること。

Ⅴ 収支予算 (又は精算)

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額) 円	前年度予算額 (又は本年度 予算額) 円	比 較 増 減		備 考
			増 円	減 円	
1 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額) 円	前年度予算額 (又は本年度 予算額) 円	比 較 増 減		備 考
			増 円	減 円	
1 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業					注) 年 月 日
合 計					

注) 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合には、実績報告の際に備考欄に間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

Ⅵ 添付書類

事業実施計画書、その他必要に応じて県が指示した書類等
(実績報告の際は財産管理台帳の写しを添付すること。)

様式第2号（第6条関係）

令和〇〇年度新市場開拓に向けた水田リノベーション事業費補助金 交付決定通知書

番 号
年 月 日

〇〇 〇〇 様

埼玉県知事 〇〇 〇〇

令和〇〇年〇月〇日付け番〇〇号で申請のあった令和〇〇年度新市場開拓に向けた水田リノベーション事業費補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 事業の内容
この補助金の交付対象となる事業の内容は、申請書の記Ⅱの事業の内容及び計画に記載されたとおりとする。
- 2 補助金の額
補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。
補助金額 金 円
- 3 支払方法
精算払又は概算払とする。
- 4 経費の配分
経費の配分については、記Ⅲの経費の配分及び負担区分に記載されたとおりとする。
- 5 補助事業者の責務
補助事業者は、補助金の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、農林水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農水省第18号）、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業費補助金交付要綱（令和3年7月2日付埼玉県農林部長決裁。以下、「交付要綱」という。）に従わなければならない。
- 6 条件
 - (1) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業者は、交付要綱別表に掲げる事業に要する経費の重要な変更該当する場合は、知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業者は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
 - (4) 補助事業者は、間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該交付を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
 - (5) 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるように指導しなければならない。
 - (6) この補助金に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を補助事業の完了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

- (7) 事業実施主体は、実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その総額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (8) 事業実施主体は、実績報告書を提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- (9) 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的な運用を図らなければならない。
- (10) 事業実施主体は、前号の財産のうち1件当たりの取得価格が50万円以上の財産について、減価償却財産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間）内においては、知事の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し又は担保に供してはならない。
- (11) 事業実施主体が前号により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

7 この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に規定する間接補助金に該当する場合、同法の適用がある。

様式第3号（第7条関係）

令和〇〇年度新市場開拓に向けた水田リノベーション事業費補助金 変更承認申請書

番 号
年 月 日

埼玉県知事 〇〇 〇〇 様

（事業実施主体）住所
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき申請する。

記

変更の理由

- （注）1 記の記載様式は、様式第1号に準ずるものとする。
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略する。
また、添付書類については、交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。
- 2 事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更承認申請書」を「中止（廃止）申請書」に、「変更したい」を「中止（廃止）したい」に、「変更の理由」を「中止（廃止）の理由」に、それぞれ書き換えること。

様式第4号（第8条関係）

令和〇〇年度新市場開拓に向けた水田リノベーション事業費補助金 概算払請求書

番 号
年 月 日

埼玉県知事 〇〇 〇〇様

（事業実施主体）住所
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇第〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求します。

記

区分	補助事業に要する経費 (千円)	国庫補助金 (千円)	既受領額		今回請求額		残額		事業完了予定 年月日
			金額 (千円)	出来高 (%)	金額 (千円)	出来高 (%)	金額 (千円)	出来高 (%)	

注：「区分」の欄には、様式第1号の記のⅢの表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

様式第5号（第9条関係）

令和〇〇年度新市場開拓に向けた水田リノベーション事業費補助金 遂行状況報告書

番 号
年 月 日

埼玉県知事 〇〇 〇〇 様

(事業実施主体) 住所
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注) 1 「区分」欄には、様式第1号のⅢの表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

2 「事業費」欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

様式第6号（第10条関係）

令和〇〇年度新市場開拓に向けた水田リノベーション事業費補助金 実績報告書

番 号
年 月 日

埼玉県知事 〇〇 〇〇 様

（事業実施主体）住所
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、その実績を報告する。

なお、併せて精算額として新市場開拓に向けた水田リノベーション事業費補助金〇〇〇円の交付を請求する。

記

- （注）1 記の記載様式は、様式第1号に準ずるものとする。
軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 2 添付書類については、交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。
また、次の資料を添付すること。ただし、（1）の添付を原則とし、（2）については、（1）との併用を可能とする。なお、これらにより難しい場合には、（2）のみの添付も可能とする。
- （1）財産管理台帳の写し
 - （2）事業実績内訳明細書

様式第7号（第10条関係）

番 号
年 月 日

埼玉県知事 ○○ ○○ 様

（事業実施主体）住所
代表者氏名

令和○○年度新市場開拓に向けた水田リノベーション事業の消費税仕入控除税額報告書

令和○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付決定通知のあった新市場開拓に向けた水田リノベーション事業について、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業交付要綱10条の4の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額
（令和○○年○月○日付け○○第○○号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。
なお、法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。
・消費税確定申告書の写し（税務署の収入印等のあるもの）
・附表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合には、その内訳を確認
することができ資料も併せて提出すること）
・間接補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合には、
同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合については、その
確定申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

（注）記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。
なお、法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。
・免税事業者の場合は所得（補助事業実施の年々前々年度に係る法人税（個人
事業者の場合は所得）確定申告書の写し（税務署の収入印等のあるもの）
及び損益計算書等、売上高を確定することができ資料
・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合には、補助事業実施年度におけ
る消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収入印等のあるもの）
・間接補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合には、
同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料

様式第8号（第11条関係）

令和〇〇年度新市場開拓に向けた水田リノベーション事業費補助金 交付額確定通知書

番 号
年 月 日

〇〇 〇〇 様

埼玉県知事 〇〇 〇〇

令和〇〇年〇月〇日付け第〇〇号で補助金の交付決定の通知をした令和〇〇年度新市場開拓に向けた水田リノベーション事業費補助金については、令和〇〇年〇月〇日付け第〇〇号で提出のあった実績報告書等に基づき補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により、下記のとおりその額を確定する。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金交付確定額 | 金 | 円 |

様式第9号（第13条関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 _____

地区名		地区	事業実施年度			〇〇年度		農林水産省所管 補助事業名					処分制限期間		処分の状況		備考
区分	事業の内容					工期		経費の配分					耐用 年数	処分 制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
	メニュー	事業実施 主体	工種構造 又は 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	しゅん工 年月日	総事業費	負担区分								
									補助金	都道 府県費	市町 村費	その他					
	計																
	計																
	合計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等の別を記入すること。
 3 備考欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。